

令和5年5月22日  
令和5年度和歌山県訪問介護事業所協議会総会

# 災害派遣福祉チーム（DWAT）について

和歌山県 福祉保健部  
福祉保健政策局 福祉保健総務課

# 目 次

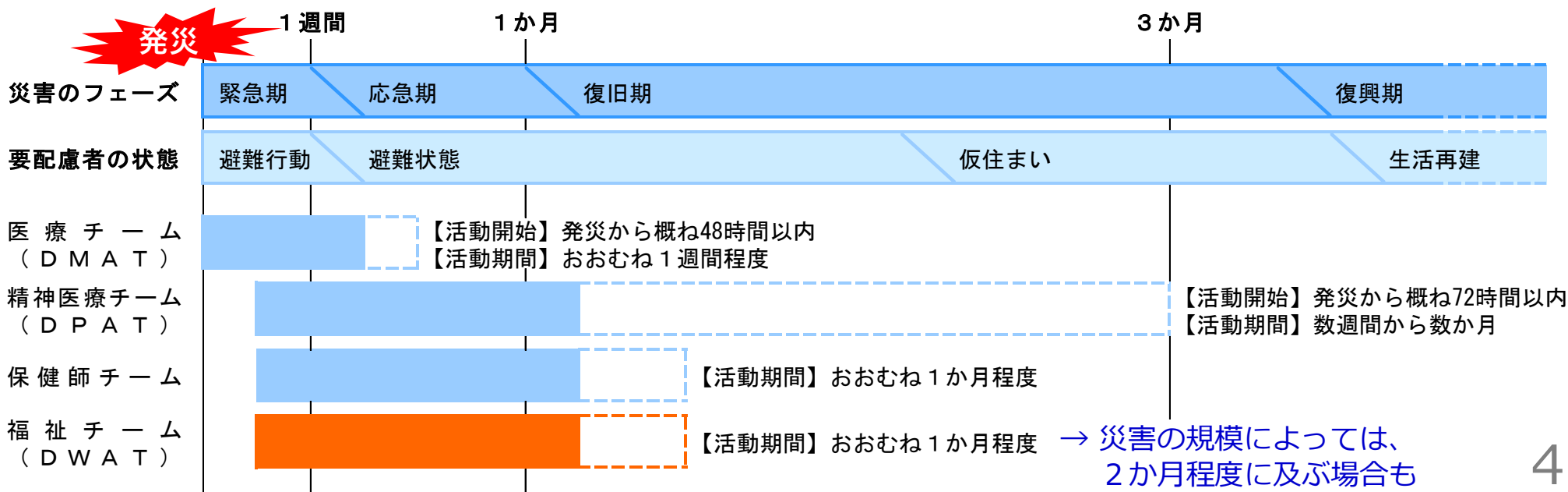
1. 災害派遣福祉チーム（DWAT）とは …… 3 ～ 8
2. 和歌山県DWATの枠組について …… 9 ～24

# 1. 災害派遣福祉チーム (DWAT) とは

# 1-1 災害派遣福祉チーム（DWAT）の概要

DWATとは、“Disaster Welfare Assistance Team”の略

- 活動時期 大規模災害の発生時
- メンバー 福祉分野の専門職、実務経験者でチームを編成
- 活動場所 自治体の要請に基づき、交代制で避難所等に派遣
- 活動内容 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、特別の配慮を必要とする方（要配慮者）を支援
- 活動期間 イメージは以下のとおり



## 1-2 DWAT整備の背景①（災害時の福祉的課題）

過去の災害で起こったこと（東日本大震災）

一般避難所に福祉専門職がおらず、適切な支援が困難

要配慮者に対応した環境整備も進まず、避難所に混乱広がる

避難生活者における生活機能の低下、要介護度の重度化

福祉施設への避難者の殺到（事業継続に深刻な影響）

負の連鎖を断ち切るため…

- 一般避難所における福祉的課題への対応力の向上
- 福祉事業所とその利用者を守る、相互支援の枠組づくり

社会福祉法人等による「地域における公益的な取組」の一つとして、災害時に備えた福祉支援体制を構築

## 1-3 DWAT整備の背景②（国の動き）

- 平成30年5月 厚生労働省から「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が発出され、DWATの構築が各都道府県に求められる
- 令和3年5月 国の防災基本計画において、都道府県が整備に努めるべきものとして、DWATが位置付けられる
- 令和4年10月 広域災害時の派遣調整等を想定し、厚生労働省により「災害福祉支援ネットワーク中央センター」事業開始（事務局受託：全国社会福祉協議会）

# 1-4 DWATの整備状況

全国で約8千人がチーム員登録済み

都道府県名	整備状況	チーム員の確保数【注1】(人)	活動経験	
			県内	県外
1 北海道	○	124		
2 青森県	○	124	○	○
3 岩手県	○	292	○	○
4 宮城県	○	91	○	○
5 秋田県	○	110		
6 山形県	○	154		
7 福島県	○	202	○	○
8 茨城県	○	90		
9 栃木県	○	269	○	○
10 群馬県	○	253	○	○
11 埼玉県	○	366	○	○
12 千葉県	○	323		
13 東京都【注2】				
14 神奈川県	○	121		
15 新潟県	○	97		
16 富山県	○	113		

都道府県名	整備状況	チーム員の確保数【注1】(人)	活動経験	
			県内	県外
17 石川県	○	183		
18 福井県	○	65		
19 山梨県【注3】				
20 長野県	○	164	○	○
21 岐阜県	○	256		
22 静岡県	○	249	○	○
23 愛知県	○	300		
24 三重県	○	74		
25 滋賀県	○	190		
26 京都府	○	170	○	○
27 大阪府	○	367		
28 兵庫県	○	75		
29 奈良県	○	140		
30 和歌山県				
31 鳥取県	○	48		
32 島根県	○	208		

都道府県名	整備状況	チーム員の確保数【注1】(人)	活動経験	
			県内	県外
33 岡山県	○	212	○	○
34 広島県	○	(不明)		
35 山口県【注3】				
36 徳島県	○	130		
37 香川県	○	56		
38 愛媛県	○	169	○	○
39 高知県	○	121		
40 福岡県	○	217		
41 佐賀県	○	164		
42 長崎県【注4】	○	622		
43 熊本県【注4】	○	568	○	○
44 大分県	○	241		
45 宮崎県	○	94		
46 鹿児島県	○	163		
47 沖縄県	○	99		
<b>計</b>	<b>43</b>	<b>8,074</b>	<b>13</b>	<b>9</b>

【注1】 チーム員の確保数は、全国社会福祉協議会「令和3年度 災害時の福祉支援体制の構築に関する現況調査結果」（令和4年3月）に基づく

【注2】 東京都は「DWAT」の名称を使用していないが、同種の取組を実施中（令和5年度にDWATに改組予定）

【注3】 山梨県及び山口県は、令和5年度中のDWAT設置に向けて取組中

【注4】 長崎県及び熊本県の確保人員数は、いずれも先遣隊登録者・本隊登録者の延べ人数

他の都道府県では、令和5年度中にDWAT設置が完了する見込み

# 1-5 DWATの活動実績

## 13府県においてDWAT活動実績あり

災害の名称	(参考) 災害救助 法適用日	派遣先		派遣元 都道府県	活動期間		実動日数	派遣 チーム数	派遣 延べ人員	
		都道府県	市町村		(初日)	(最終日)				
平成28年熊本地震	H28. 4. 14	熊本県	益城町	熊本県	H28. 4. 25 ~ H28. 7. 31	98		373		
				岩手県	H28. 4. 28 ~ H28. 5. 18	21	5	24		
				京都府	H28. 5. 12 ~ H28. 5. 31	20	3	15		
平成28年台風第10号災害	H28. 8. 30	岩手県	岩泉町等	岩手県	H28. 8. 31 ~ H28. 10. 7	38	10	58		
平成30年7月豪雨災害	H30. 7. 5	愛媛県	大洲市、西予市	愛媛県	H30. 7. 9 ~ H30. 8. 14	15	16	56		
				岡山県	倉敷市	岡山県	H30. 7. 10 ~ H30. 9. 2	55	39	262
						京都府	H30. 7. 10 ~ H30. 8. 13	26	6	24
						岩手県	H30. 7. 11 ~ H30. 7. 28	18	2	10
						静岡県	H30. 7. 23 ~ H30. 8. 6	15	3	12
						群馬県	H30. 8. 4 ~ H30. 8. 13	10	2	58
						青森県	H30. 8. 13 ~ H30. 8. 21	9	2	8
令和元年台風第19号災害	R1. 10. 12	栃木県	栃木市	栃木県	R1. 10. 13 ~ R1. 11. 19	24	2	54		
				長野県	長野市	長野県	R1. 10. 14 ~ R1. 12. 20	68		402
						群馬県	R1. 10. 16 ~ R1. 12. 10	49	12	258
		宮城県	角田市、大崎市、丸森町、大郷町	宮城県	R1. 10. 15 ~ R1. 11. 11	28	7	67		
		埼玉県	川越市（障害者福祉施設）	埼玉県	R1. 10. 19 ~ R1. 11. 20	33	11	206		
		福島県	郡山市、いわき市、本宮市	福島県	R1. 11. 1 ~ R1. 11. 28	28	12	38		
令和2年7月豪雨災害	R2. 7. 4	熊本県	人吉市、相良村、芦北町、球磨村	熊本県	R2. 7. 8 ~ R2. 9. 30	85		497		
令和3年7月豪雨災害	R3. 7. 3	静岡県	熱海市	静岡県	R3. 7. 6 ~ R3. 8. 31	57		(約200)		

【注】令和3年7月豪雨災害については静岡県社会福祉協議会、それ以外の災害については「災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業報告書」（令和3年3月 株式会社富士通総研）による



## **2. 和歌山県DWATの枠組について**

## 2-1 事務局等の枠組

### 事務局

- [和歌山県](#)と[和歌山県社会福祉協議会](#)による共同設置
- 事務局の役割分担（概要）
  - 県 …… 制度設計、平時の関係者との調整、研修の企画 等
  - 県社協 …… チーム員登録、災害時の派遣チーム編成 等

### 構成員

- 和歌山県社会福祉法人経営者協議会
- 和歌山県児童福祉施設連絡協議会
- (一社)和歌山県老人福祉施設協議会
- 和歌山県訪問介護事業所協議会
- 和歌山県知的障害者福祉協会
- 和歌山県療護施設連絡協議会

## 2-2 活動場所について

- 基本的には、市町村が指定する一般避難所で活動
  - ・ 要配慮者の特に多い一般避難所に、交代制で常駐
  - ・ 常駐先の近隣の避難所への巡回も想定
- ただし、下記のような場所でも、状況に応じ柔軟に対応
  - ・ 福祉避難所のうち、入所型福祉施設でないもの（市町村の福祉センター、ホテル等）
  - ・ 市町村の指定避難所ではないが、避難者が多数いる場所

### 【参考】他の都道府県における事例

- ▶ 平成30年7月豪雨災害 岡山DWAT（岩手県等5団体のDWAT応援あり）  
倉敷市の避難所3箇所へ常駐（H30.7.10～9.2）
- ▶ 令和元年台風第19号災害 長野DWAT（群馬DWAT応援あり）  
長野市の避難所2箇所へ駐在し、周辺の避難所も巡回（R1.10.14～12.20）
- ▶ 令和3年7月豪雨災害 静岡DWAT  
熱海市の避難所（ホテル）3箇所へ常駐（R3.7.6～8.31）

## 2-3 主な活動内容について

- ・ 福祉職の専門性が特に必要
- ・ 他の専門職チーム（保健師等）とも連携しながら対応

- 要配慮者に対するアセスメント・スクリーニング
  - ・ 避難所内を巡回し、健康調査等を実施
  - ・ アセスメント結果に基づき、福祉避難所等に誘導
  - ・ その他、避難者からの相談に適宜応じ、必要な場合には、適切な福祉サービスにつなぐ
- 避難所内の環境整備（福祉的な視点で）
- 日常生活上の支援（要配慮者への寄り添い支援、介助等）

**「介護のためのチーム」ではなく、  
「ソーシャルワーカーのチーム」という視点で活動**

その他の活動（他の都道府県の事例より）

- ・ 高齢者を対象とした介護予防体操の実施
- ・ 子供への対応（遊びの場の提供等による子供のストレス・親の負担の軽減）
- ・ 避難所への福祉相談コーナー設置

# 【参考】 DWATの活動状況（平成30年7月豪雨災害 その①）

①



②



③



- ① 避難者へのアセスメントの実施
- ② 他チーム（DMAT）との避難所巡回
- ③ 高齢者や視覚障害者への寄り添い支援

出典 株式会社富士通総研『災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業報告書』（令和元年度 厚生労働省 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）

【注】本資料からの写真の転載はお控えください。



# 【参考】 DWATの活動状況（平成30年7月豪雨災害 その②）

④



⑤



⑥



④ 他チームとの調整（現場ミーティング）

⑤ 避難所の環境整備（出入口の整備）

⑥ 相談支援の実施（相談コーナーの開設）

出典 株式会社富士通総研『災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業報告書』（令和元年度 厚生労働省 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）

【注】本資料からの写真の転載はお控えください。

## 2-4 派遣基準について

- 次に掲げる災害のうち、大規模な避難所が開設され、または避難の長期化が想定される場合において、県から派遣要請
  - ・ 災害救助法の適用がある災害※
  - ・ 災害救助法の適用される可能性が高いと認められる災害

※ 他の都道府県において、過去にDWATが活動した災害は、全て災害救助法適用

※ 和歌山県において災害救助法が適用されたのは、近年では以下の災害

平成23年9月 台風第12号災害（田辺市、新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町）

平成29年10月 台風第21号災害（新宮市）

- 派遣先については、基本的に県内

〔 ただし、近隣府県から応援要請がある場合等も  
考えられるため、県外への派遣も一定程度想定 〕

## 2-5 派遣期間について

災害の規模によっては、2か月程度に及ぶ場合も

- 派遣期間は、おおむね災害発生の日後3日後～1か月後
- 派遣チームは1チーム4～5人、1クール5日程度の交代制

(発災後)

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	32日	33日	34日	35日
活動スケジュール																																		
【活動期間】1クールあたり移動日含め5日間程度																																		
【活動初日】被災地に移動し、前チームからの引継ぎを受ける																																		
【活動終了日】次チームに業務を引き継ぎ、各々の所属事業所に戻る																																		
別途、被災地に連絡調整担当を置く場合も想定（主に他の派遣チームとの調整役を担い、避難者の支援には直接携わらず）																																		
支援ニーズに係る情報収集、DWA T受入に係る市町村等との事前調整については、主にDWA T事務局が対応（場合によってはチーム員も協力）																																		
第1クールは避難所の体制やニーズの把握に係る役割がなお大きく、活動パターンの確立は第2クール以降と考えられる																																		
(情報収集) (事前調整)																																		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>第1クール: 3日～7日</p> <p>▼ 引継</p> <p>第2クール: 7日～11日</p> <p>▼ 引継</p> <p>第3クール: 11日～15日</p> <p>▼ 引継</p> <p>第4クール: 15日～19日</p> <p>▼ 引継</p> <p>第5クール: 19日～23日</p> <p>▼ 引継</p> <p>第6クール: 23日～27日</p> <p>▼ 引継</p> <p>第7クール: 27日～31日</p> <p>▼ 引継</p> <p>第8クール: 31日～35日</p> </div> <div style="width: 65%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1クール</p> <p>▼ 引継</p> <p>第2クール</p> <p>▼ 引継</p> <p>第3クール</p> <p>▼ 引継</p> <p>第4クール</p> <p>▼ 引継</p> <p>第5クール</p> <p>▼ 引継</p> <p>第6クール</p> <p>▼ 引継</p> <p>第7クール</p> <p>▼ 引継</p> <p>第8クール</p> </div> </div>																																		



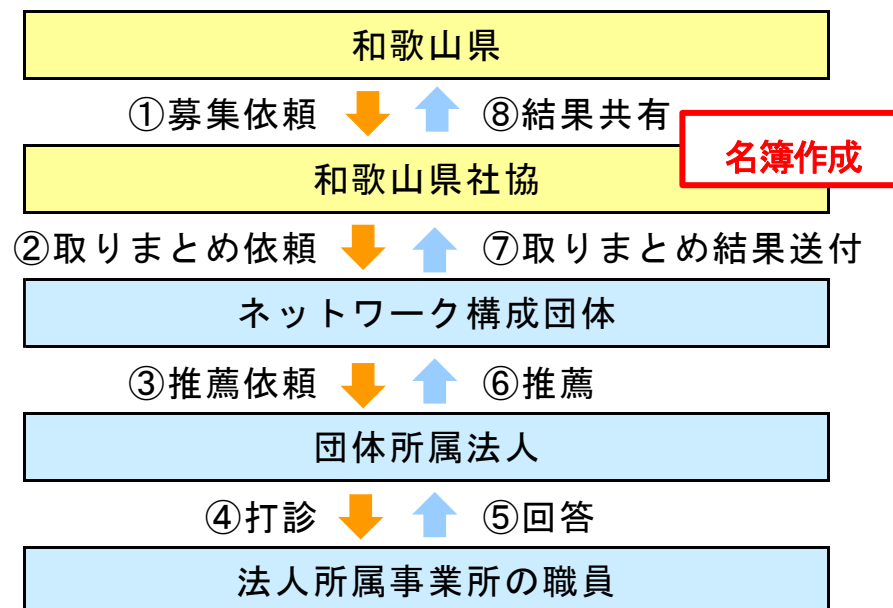
## 2-6 チーム員の募集・登録について①

- チーム員には、右のような資格の保有者を想定しているが、資格の保有を必須要件とはしない

生活相談員、生活支援員その他の実務経験を有するような場合は、資格保有の有無を問わず

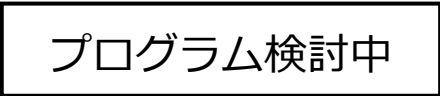
- チーム員募集のイメージは右図のとおり
  - ・ 団体の所属法人が、チーム員候補者を推薦
  - ・ 候補者となる際には、災害時の出動や、地域の防災訓練参加等の可能性があることについて、施設長など所属の了解が必要

介護福祉士	看護師
介護支援専門員	理学療法士
訪問介護員	作業療法士
相談支援専門員	言語聴覚士
保育士	臨床心理士
社会福祉士	手話通訳士
精神保健福祉士	など



※「ネットワーク構成団体」は、当該団体の事務局を想定

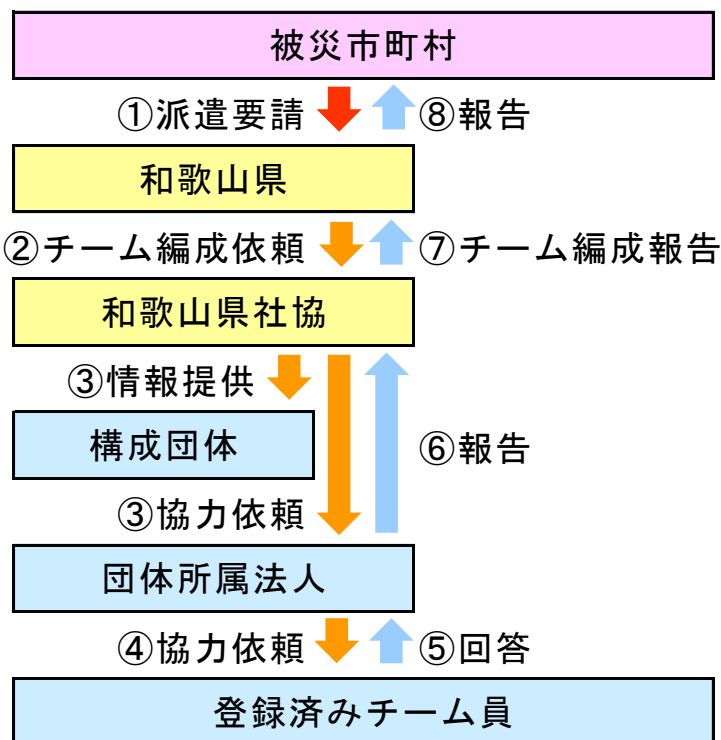
## 2-7 チーム員の募集・登録について②

- 推薦のあったチーム員候補者について、名簿に登載  
( 登載状況は県・県社協間で共有 )
- 県による所定の研修を受講した後、チーム員として正式登録  
( ただし、被災地での福祉支援の経験があるなど、実績のある方については、研修の受講を必須としない )
- 研修は、座学と演習（グループワーク）で構成【予定】  

- チーム員として登録された方が、異なる福祉事業所に勤務するようになった場合には、DWAT事務局にその旨届け出る
- 募集の機会は、1年に1回程度設ける

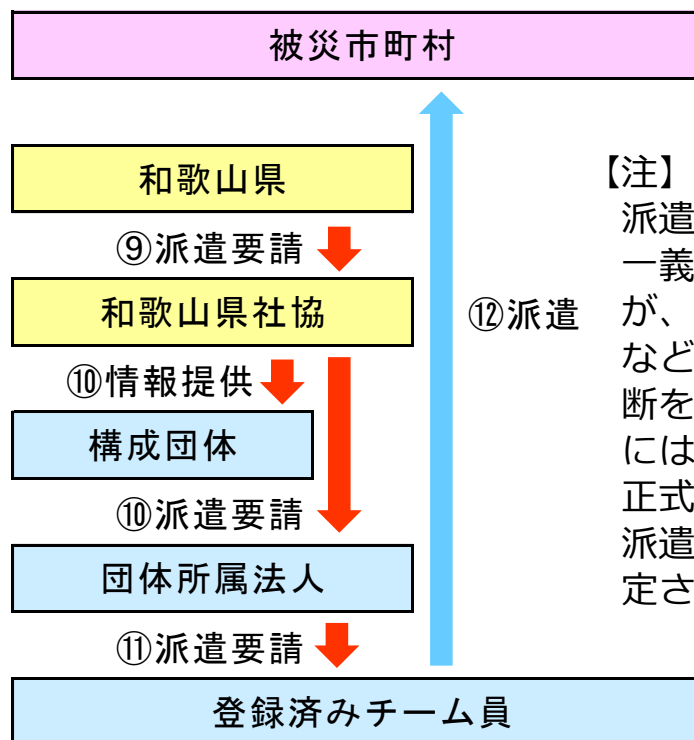
## 2-8 災害発生時の動き①（派遣要請）

- 県の災害対策本部の設置を受け、事務局からチーム員にメール等で一斉連絡し、待機を要請
- 派遣要請からチーム派遣までの流れは以下のイメージ

【フェーズ1】発災からチーム編成まで



【フェーズ2】チーム編成後、派遣まで



チーム編成後

【注】  
派遣の要否に係る判断は一義的には市町村が行うが、職員が多数被災するなど市町村が自発的に判断を下せないような場合には、県の判断により、正式な派遣要請を待たず派遣に着手する場合も想定される

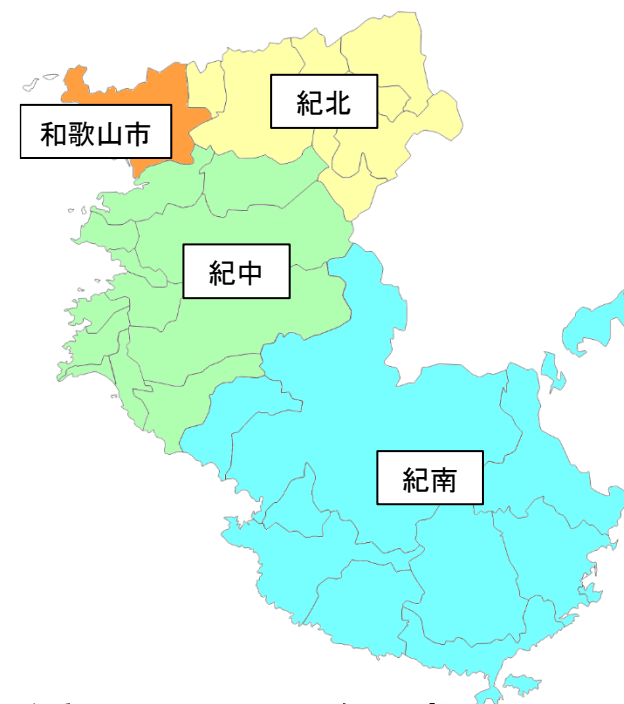
※「構成団体」は、当該団体の事務局を想定

## 2-9 災害発生時の動き②（チーム編成）

- 将来的には、地域ごとにチーム編成できる体制を目指す
  - ・ 保健所の管轄区域を参考として編成する想定
  - ・ 被災した施設は、派遣要請の対象外

▼ 圏域のイメージ

DWAT圏域 (案)	保健所名	所管区域
和歌山市	和歌山市	和歌山市
紀北	岩出	紀の川市、岩出市
	橋本	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
紀中	海南	海南市、紀美野町
	湯浅	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
	御坊	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
紀南	田辺	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
	新宮	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

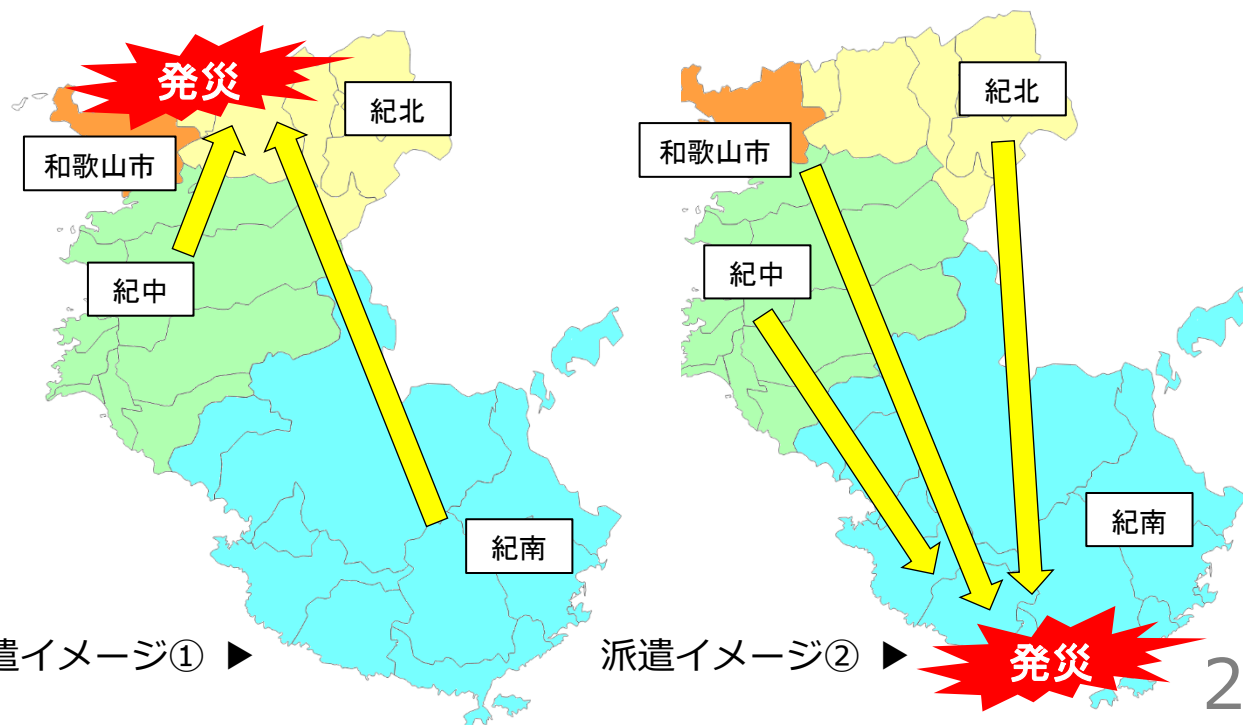


- 可能な限り、避難所ニーズを踏まえた職種でチーム編成
- チームごとにリーダーを置く  
( 福祉専門職としての資格の保有の有無等を参考として選任 )

## 2-10 災害発生時の動き③（派遣先への移動）

- 派遣要請を受け、DWAT事務局の指定する集合場所に参集し、DWAT事務局から現地の状況等について必要な説明を受けた後、チームで現地へ（基本的には、まず市町村の災害対策本部を訪ね、その後避難所等に移動する想定）
- 現地への移動手段は、事務局で準備するほか、チーム員の所属する事業所の車両の使用を要請する場合あり

派遣中の活動は、所属事業所の業務として行う（→ 派遣中も、各々が所属する事業所の職員であることに変わりなし）



## 2-11 活動に係る費用負担について

- DWAT活動費用は、災害救助法が適用される場合、県が負担
- 県が費用を負担する場合にあっても、基本的に、いったんはチーム員の所属する事業所が負担し、派遣終了後に県に請求

県負担に係る考え方（案）は、以下のとおり

▶ 人件費（時間外手当除く）

= 日割計算したチーム員の給与月額※1 × 派遣日数

▶ 時間外勤務手当、旅費、宿泊費※2

= 当該事業所の規定に基づきチーム員に支給した額

▶ 自動車の使用に係る燃料費

= 派遣期間中に給油した額 … 領収書、レシート等の写し必要

▶ 消耗品等の諸経費

= 派遣期間中に要した額 …… 領収書、レシート等の写し必要

〔※1 時間外勤務手当額の算定基礎となる給与の額を想定〕

〔※2 当初からDWAT事務局で負担する場合もあり〕

【注】人件費や旅費の考え方については、国の動向等によっては、将来的に変更の生じる可能性もあり（単価の設定等）

## 2-12 活動への補償について

- チーム員が安心、安全に活動ができるよう、県が旅行傷害保険および賠償責任保険に加入する予定（→ 労災保険の適用外となるケースにも対応）

### 補償のイメージ

- ① 支援活動中に事故があった場合
  - ▶ 事業所が加入する労災保険で対応
- ② 支援活動を行っていない時間帯に事故があった場合
  - ▶ 県が加入する旅行傷害保険で対応
- ③ 支援活動中に対人加害、対物損害を生じた場合
  - ▶ 県が加入する賠償責任保険で対応

## 2-13 今後のスケジュール（予定）について

和歌山県DWATの構築に係るスケジュール感  
（着手時期が前後する場合もあり得る）



### 令和5年度（上半期）

- 県から法人・事業所へのご説明
- 県・各団体間の協定締結
- チーム員募集

### 令和5年度（下半期）

- チーム員向けマニュアルの策定
- 派遣に必要な資機材の配備
- 傷害・賠償保険加入（県）
- 初任者研修の実施（＝チーム員正式登録）